

高松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	419,844 人	157,593,378 千円	2,079,125 千円	30,300,586 千円	19.2 %	17.2 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

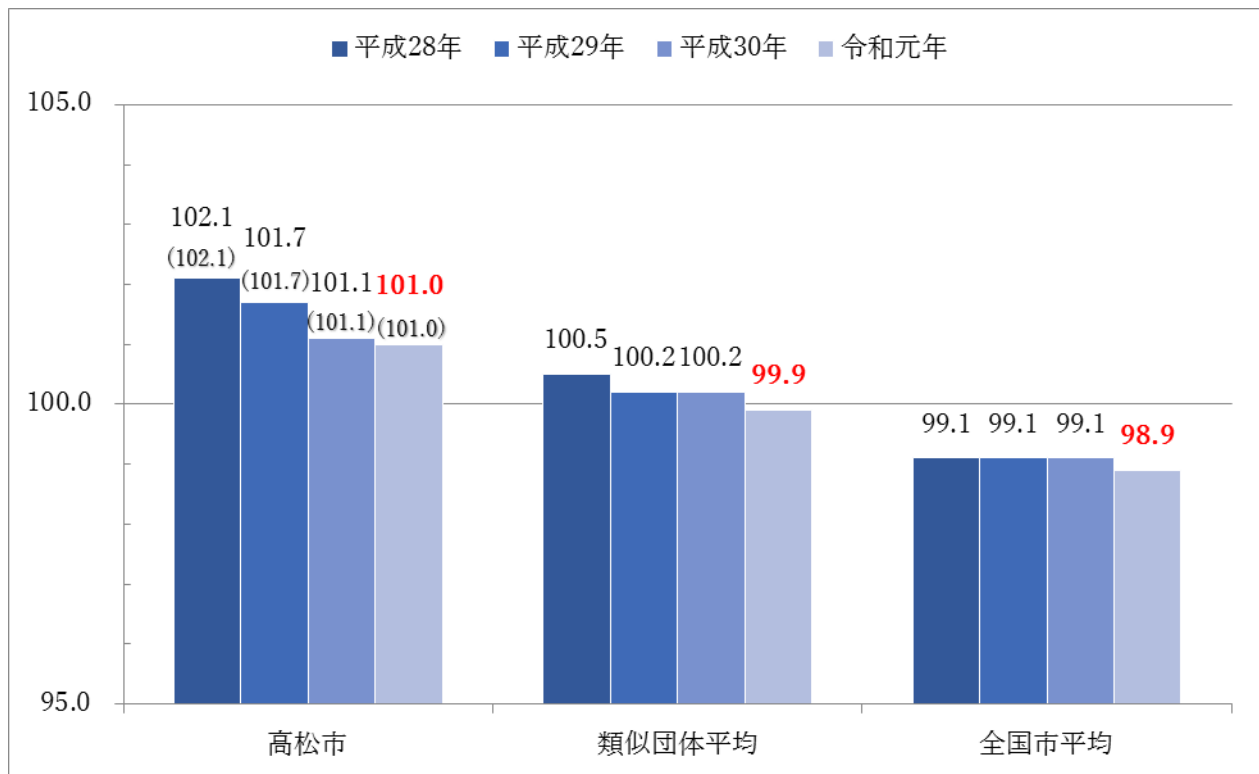
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B / A	(参考)中核市 平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	2,933 人	11,082,571 千円	2,979,196 千円	4,679,449 千円	18,741,216 千円	6,390 千円	6,376 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職

俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③国の運用と異なり、短高卒についても大卒と同様の昇任制度を設けているため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げ改定を行わない。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、高松市においても6%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日から6%を支給。

（参考）

	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合
	4月1日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	4%	5%	6%	6%	6%	6%
高松市の支給割合	4%	5%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成28年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高松市	41.5歳	316,500円	413,163円	362,631円
香川県	43.7歳	328,400円	419,980円	361,145円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
中核市	41.8歳	319,221円	414,070円	364,521円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
高松市	49.4歳	345人	352,500	412,784	386,378	—	—	—	—
うち清掃職員	52.6歳	115人	368,600	450,094	405,642	廃棄物処理 業従業員	45.9歳	296,600円	1.51
うち学校給食員	48.3歳	118人	358,700	404,653	393,137	調理士	43.5歳	236,300円	1.71
うち守衛	44.1歳	4人	364,900	492,950	412,550	守衛	58.2歳	225,300円	2.18
うち用務員	55.5歳	27人	379,100	416,619	410,445	用務員	55.6歳	211,600円	1.96
うち自動車 運転手	55.8歳	10人	350,400	412,660	382,420	自家用乗用 自動車運転者	57.8歳	228,300円	1.80
うちその他 技能労務職	43.3歳	71人	305,800	359,571	333,835	—	—	—	—
香川県	52.9歳	14人	314,284円	340,359円	332,634円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,431人	287,312円	—円	329,380円	—	—	—	—
類似団体	49.8歳	215人	329,746円	399,082円	362,456円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
高松市	6,783,208円	—円	—
うち清掃職員	7,319,228円	4,102,900円	1.78
うち学校給食員	6,696,736円	3,263,300円	2.05
うち守衛	7,819,000円	3,301,900円	2.36
うち用務員	6,942,128円	2,883,400円	2.40
うち自動車運転手	6,871,020円	2,835,500円	2.42
うちその他 技能労務職	5,907,952円	—円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成28～30年の3ヵ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である

③ 高等（特別支援、各種、専修）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	45.0歳	388,529円	432,577円
香川県	45.8歳	384,974円	440,996円
中核市	46.6歳	387,978円	456,095円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	38.5歳	303,276円	341,526円
香川県	42.9歳	354,997円	401,340円
中核市	39.0歳	309,940円	364,894円

（注） 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（31年4月1日現在）

区 分		高 松 市	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700円	187,200円	180,700円
	高 校 卒	148,600円	153,000円	148,600円
技能労務職	高 校 卒	153,425円	141,900円	—
	中 学 卒	—	134,200円	—
高等（特別支援、各種、専修）学校教育職	大 学 卒	209,100円	209,100円	—
	高 校 卒	164,100円	164,100円	—
小・中学校（幼稚園）教育職	大 学 卒	180,700円	209,100円	—
	高 校 卒	148,600円	164,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	267,042円	367,732円	385,307円	403,400円
	高 校 卒	***	***	368,040円	383,820円
技能労務職	高 校 卒	206,900円	***	360,431円	***
	中 学 卒	—	—	—	357,050円
高等学校教育職	大 学 卒	316,576円	***	421,980円	***
小・中学校（幼稚園）教育職	大 学 卒	***	349,567円	***	—

※「***」については、対象者が1名であり個人の特定に繋がることから記載しないもの。

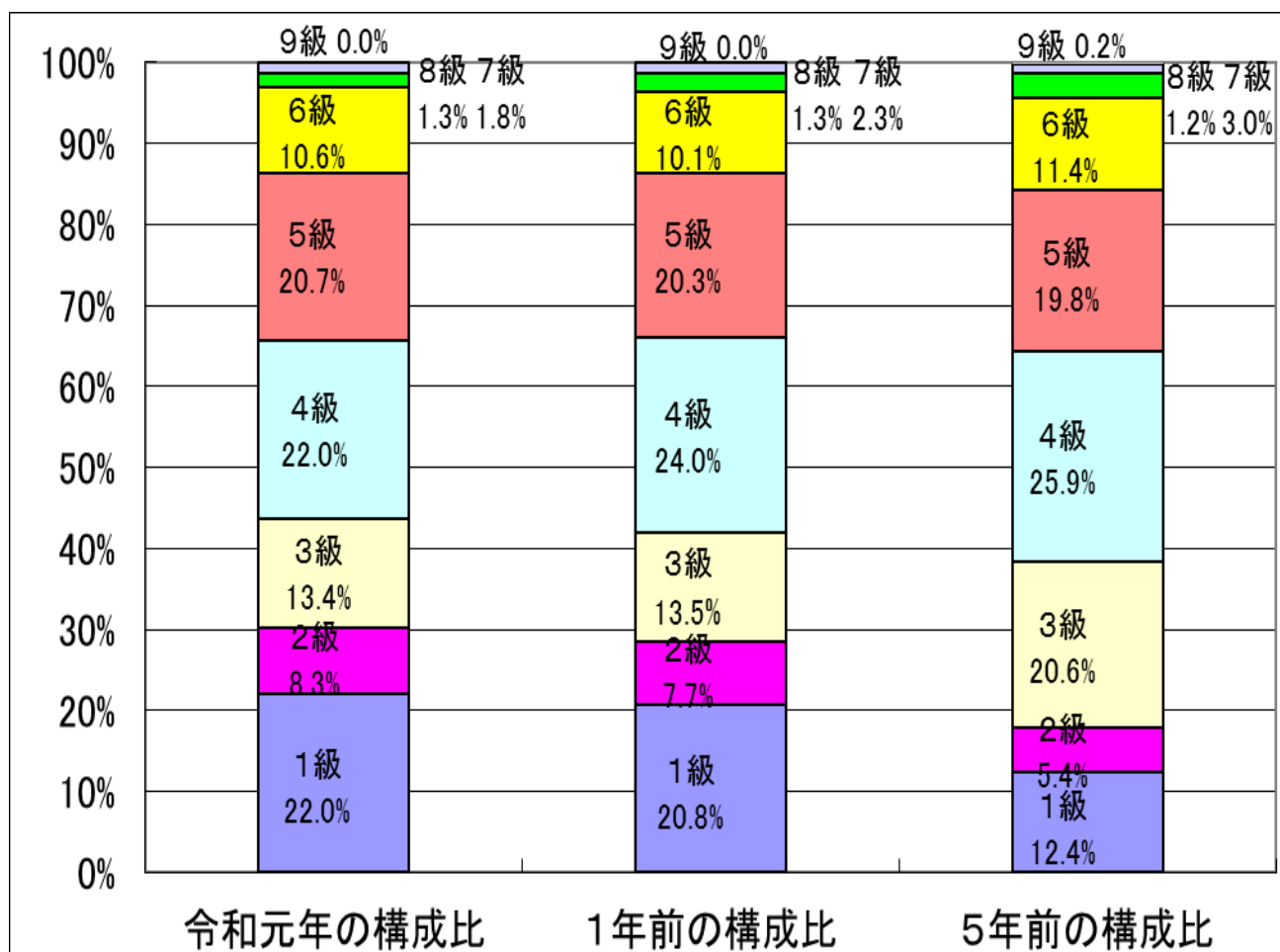
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事、技師	298人	22.0%	144,100円	247,600円
2級	主事、技師	112人	8.3%	194,000円	304,200円
3級	主任主事、主任技師	182人	13.4%	230,000円	350,000円
4級	係長、主任主事、主任技師	298人	22.0%	263,000円	393,500円
5級	課長補佐、副主幹	280人	20.7%	288,900円	400,000円
6級	課長、課長補佐	143人	10.6%	319,200円	411,200円
7級	局次長、課長	25人	1.8%	362,900円	450,100円
8級	局長、局次長	17人	1.3%	408,100円	477,600円
9級	局長	0人	0.0%	458,400円	527,500円

（注）1 高松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

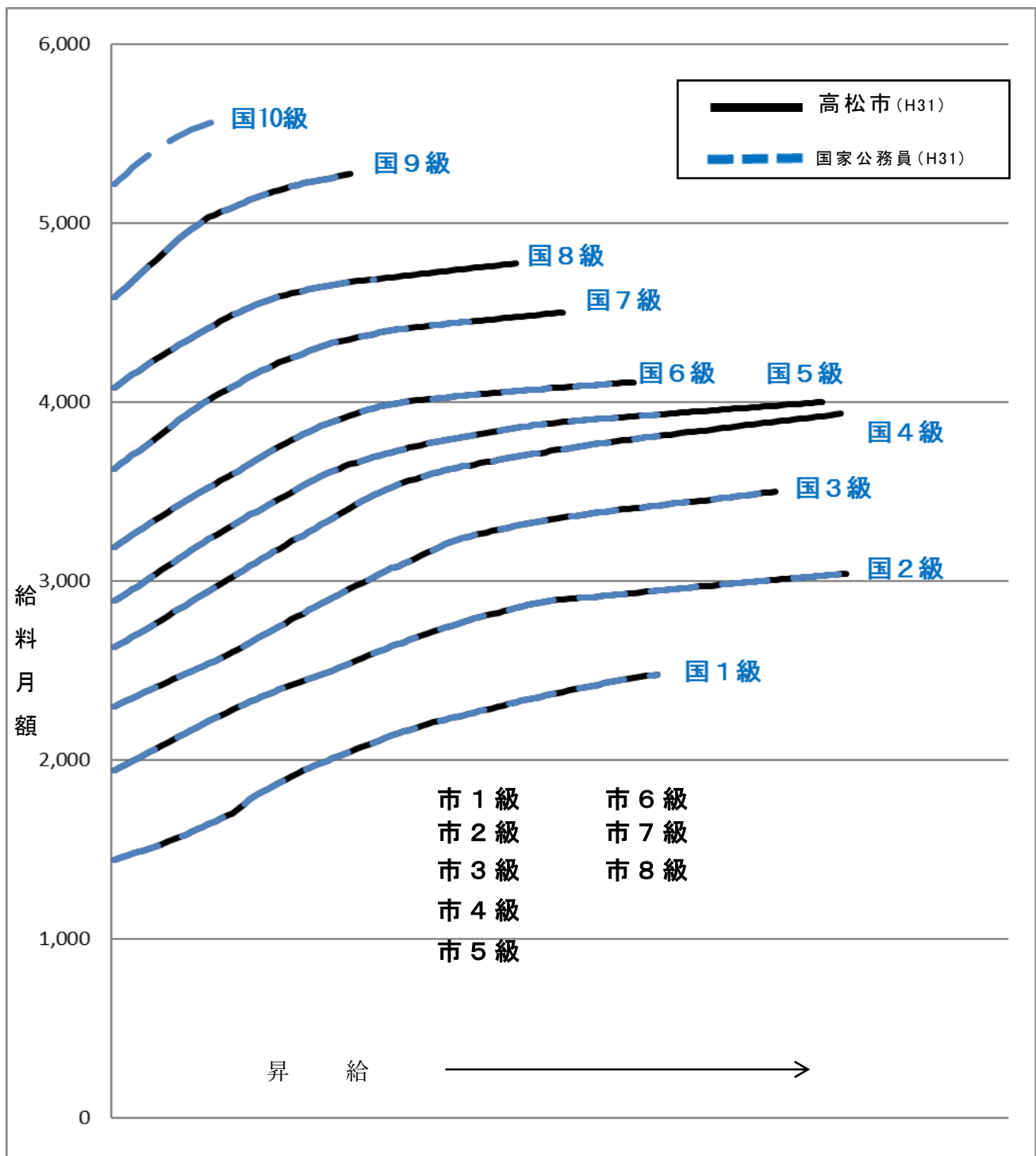
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（31年4月1日現在）

（百円）

平成 31 年 4 月 1 日時点



(3) 昇給への人事評価の活用状況（高松市）

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 松 市	香 川 県	国
1人当たりの平均支給額(30年度) 1,604千円	1人当たりの平均支給額(30年度) 1,738千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（高松市）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				

標準、下位の成績率	○	○	○	○
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（31年4月1日現在）

高 松 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	勤続20年	19.669月分	26.3655月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	49.709月分	49.709月分
その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置 2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,373千円 21,566千円			その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置 2%～45%加算）		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）			738,015千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）			241,655円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
高松市（下記を除く）	6%	3,077人	6%
< 医師・歯科医師 >	16%	2人	16%
東京都（特別区）	20%	1人	20%
東松島市	0%	1人	0%
倉敷市	0%	1人	0%
益城町	0%	1人	0%
宇和島市	0%	1人	0%

(4) 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）			192,634 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）			108,894 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）			55.7 %	
手当の種類（手当数）			31	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （30年度決算）	左記職員に対する 支給単価
税務事務職員 手当	税務職	(1) 税務部長の職にある者又は納税課、市民税課若しくは資産税課に勤務する職員で市税の賦課徴収等に関する事務に従事したもの	15,925 千円	1日につき 500円
		(2) 前号に定める職員で市税の滞	420 千円	差押調書 1件につき

		納処分に従事したもの又は納税課に勤務する職員（国保・高齢者医療課、介護保険課及びこども園運営課に兼務を命ぜられた者に限る。）で国税又は地方税の滞納処分の例により処分できる歳入の滞納処分に従事したもの	5 千円	200 円 差押物件引揚 1 件につき 300 円
自動車乗務職員 手当	技能労務職 一般行政職 （(2)のみ）	(1) 財産経営課、こども園運営課、環境指導課、環境業務課、西部クリーンセンター、学校又は中央図書館に勤務する職員で、自動車の運転に従事するもの	2,415 千円	月額 4,400 円
		(2) 地域振興課、長寿福祉課、環境指導課、環境業務課又は西部クリーンセンターに勤務する職員（特に市長が指定した職員に限る。）で、前号に定める職員に代わつて自動車の運転に従事するもの	2,450 千円	月額 4,400 円
		(3) 環境指導課、環境業務課又は西部クリーンセンターに勤務する職員で大型・小型特殊自動車のうち、特に市長が指定する特殊自動車を 1 日につき 4 時間以上運転したもの	64 千円	1 日につき 340 円
		(4) 前号に定める特殊自動車に 1 日につき 4 時間以上同乗して作業に従事した職員	0 千円	1 日につき 340 円
用地交渉等手当	一般行政職	土地の取得等又はこれに係る損失の補償のために行う交渉業務に従事した職員	81 千円	1 日につき 650 円
夜間業務手当	一般行政職 技能労務職	次のア又はイに掲げる職員（正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）である場合に限る。）で、当該深夜においてそれぞれア又はイに掲げる業務に従事したもの ア 財産経営課に勤務する職員 守衛の業務	269 千円	1 勤務につき 780 円（その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間未満の場合

		イ 西部クリーンセンターに勤務する職員 じんかいの焼却又は破砕の作業	1,582 千円	合は 410 円) 1 勤務につき 1,100 円(その勤務に含まれる深夜における勤務時間が 2 時間以上 5 時間以下の場合 730 円、2 時間未満の場合は 410 円)
交替制勤務手当	看護保健職	交替制勤務等に従事することにより、通常利用している交通機関を利用できない職員	0 円	1 回につき 1,140 円
公害防止等業務手当	一般行政職	環境指導課に勤務する職員で、現に使用されているし尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設又は浄化槽の立入検査に従事したもの又は直接騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭等の規制若しくは調査指導に従事したもの	94 千円	1 日につき 270 円
福祉事務従事職員手当	一般行政職 看護保健職	(1) 社会福祉主事(同心得を含む。)、身体障害者福祉司(同心得を含む。)若しくは知的障害者福祉司(同心得を含む。)の職にある者で直接社会福祉、身体障害者福祉若しくは知的障害者福祉の業務に従事するもの又は障がい福祉課に勤務する保健師で直接精神障害者福祉の業務に従事するもの (2) 行旅死病人の収容又は保護に従事する職員で、直接行旅死病人の収容又は保護の業務に従事したもの	21,768 千円 0 円	月額 8,500 円 行旅死亡人 1 体につき 5,400 円 行旅病人 1 件につき 1,800 円
保育・幼児教育従事手当	福祉職	保育所、こども園又は幼稚園に勤務する 保育教育士等で、保育又は幼児教育の業務に従事するもの	37,701 千円	1 日につき 400 円
斎場業務手当	一般行政職 技能労務職	(1) 市民やすらぎ課の斎場に勤務する職員で、直接火葬業務に従事したもの (2) 市民やすらぎ課の斎場に勤務する職員で、火葬補助業務に従事したもの	3,977 千円 108 千円	1 日につき 2,500 円 1 日につき 250 円
じんかい処理手	一般行政職	(1) 市民やすらぎ課又は市営住宅	0 円	1 日につき 960 円

当	技能労務職	課に勤務する職員で、直接じんかいの収集又は処分に従事したもの (2) 環境指導課、環境業務課又は西部クリーンセンターに勤務する職員で、直接じんかいの収集又は処分に従事したもの（自動車の運転に従事した者を含む。） (3) 南部クリーンセンター又は西部クリーンセンターに勤務する職員で、直接じんかいの焼却、破碎又は選別の作業に従事したもの	29,347 千円 7,679 千円	1 日につき 1,260 円 1 日につき 960 円
汚物処理手当	一般行政職 技能労務職	衛生センターに勤務する職員で直接汚物処理に従事したもの	788 千円	1 日につき 1,060 円
精神保健業務手当	看護保健職	(1) 保健所に勤務する職員で、精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事したもの (2) 保健所に勤務する保健師又は精神保健福祉相談員で、精神障害者の社会復帰に関する相談又は指導の業務に従事したもの	0 円 247 千円	1 日につき 290 円 1 日につき 290 円
結核患者訪問手当	看護保健職	保健所に勤務する保健師で、結核患者の訪問指導の業務に従事したもの	21 千円	1 日につき 230 円
狂犬病予防等作業手当	医療技術職 技能労務職	(1) 保健所に勤務する職員又は香川県に派遣された職員（市長が定める者に限る。）犬、猫等の捕獲、引取り、収容又は処分の作業に従事したもの (2) 保健所に勤務する職員で、前号の作業以外の狂犬病予防等に係る作業に従事したもの	1,001 千円 18 千円	1 日につき 910 円 1 日につき 250 円
と畜検査業務手当	医療技術職	保健所に勤務すると畜検査員で、獣畜のとさつ又は解体の検査業務に従事するもの	261 千円	1 日につき 350 円
市場職員手当	一般行政職	市場に勤務する職員で売買取引の管理業務に従事したもの ア 正規の勤務時間による勤務として午前 5 時から従事した職員	74 千円	1 日につき 800 円

		イ 正規の勤務時間による勤務として午前6時から従事した職員	87 千円	1 日につき 600 円
高所・深所作業手当	一般行政職 技能労務職	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は地下若しくは水面下4メートル以上の深所で行う土木工事作業若しくはその監督又は検査の業務に従事した職員	1 千円	1 日につき 300 円
道路上作業手当	一般行政職 技能労務職	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕作業に従事した職員	0 円	1 日につき 300 円
建築主事手当	一般行政職	建築主事の職にある者で建築物の確認等の業務に従事したもの	268 千円	1 日につき 250 円
災害応急作業等 手当	全職種	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において巡回監視の業務に従事した職員 (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員	101 千円 340 千円	1 日につき 480 円(日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額) 1 日につき 730 円(日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額)
消防業務手当	消防職	消防業務に従事する消防吏員（救急業務手当の項及び救助業務手当の項に定める者を除く。）	5,733 千円	月額 1,700 円
消防自動車乗務 職員手当	消防職	(1) 車両総重量が8,000キログラム以上の消防用自動車の運転に従事した消防吏員 (2) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防ポンプ自動車の運転に従事した消防吏員 (3) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防用自動車（消防ポンプ自動車を除く。）の運転に従事した消防吏員	703 千円 754 千円 2,713 千円	1 勤務につき 240 円 1 勤務につき 210 円 1 勤務につき 190 円
夜間特殊業務手当	消防職	交替制勤務者で、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜にお		

		いて行われる業務に従事した消防吏員 ア 深夜勤務が5時間以下のもの イ 深夜勤務が2時間未満のもの	27,224 千円 2,952 千円	1 回につき 730 円 1 回につき 410 円
救急業務手当	消防職	(1) 救急救命士の資格を有する消防吏員で、救急救命処置の業務に従事するもの (2) 救急業務に従事する消防吏員 (前号に定める者を除く。)	4,851 千円 3,655 千円	月額 7,000 円 月額 3,400 円
救助業務手当	消防職	救助業務に従事する消防吏員	2,584 千円	月額 3,400 円
年末年始等勤務手当	全職種	(1) 年始（1月1日から同月3日までをいう。以下同じ。）又は年末（12月29日から同月31日までをいう。以下同じ。）に平常勤務の態様で勤務に従事した職員（消防吏員を除く。） ただし、環境指導課、環境業務課若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの収集若しくは処分に従事した職員（自動車の運転に従事した者を含む。）、環境業務課、南部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの焼却、破砕若しくは選別の作業に従事した職員 又は衛生センターに勤務し、直接汚物処理に従事した職員 (2) 年始又は年末に宿直勤務又は日直勤務に従事した職員 ただし、前号ただし書に定める勤務場所において宿直勤務又は日直勤務に従事した職員 (3) 年始又は年末に平常勤務の態様で勤務に従事した消防吏員	895 千円 864 千円 0 円 0 円 2,458 千円	1 日につき 5,300 円（4時間以下の場合 は 2,650 円） 1 日につき 8,400 円（4時間以下の場合 は 4,200 円） 1 夜又は 1 日につき 5,300 円（半夜又は 半日（4時間以下）の場合 は 2,650 円） 1 夜又は 1 日につき 8,400 円（半夜又は 半日（4時間以下）の場合 は 4,200 円） 1 日につき 1,700 円

		(4) 年始後の3日間に平常勤務の態様で勤務に従事した職員で、環境指導課、環境業務課若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの収集若しくは処分に従事したもの（自動車の運転に従事した者を含む。）又は環境業務課、南部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの焼却、破碎若しくは選別の作業に従事したもの	1,170 千円	1 日につき 3,300 円（4 時間以下の場合 は 1,650 円）
有害物等取扱手 当	医療技術職 技能労務職	(1) 保健所に勤務する職員（医師若しくは診療放射線技師又はこれらの職員を補助する者に限る。）で、エックス線その他放射線を人体に対して照射する業務又はこれに準じる業務（MRI 検査を除く。）に従事したもの (2) 保健所に勤務する職員で、病原微生物検査に従事したもの（同一の日に次号の規定の適用を受けない者に限る。） (3) 保健所に勤務する職員で、有害物（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第13条第1項第2号ヲに定める有害物をいう。以下この号において同じ。）を使用する検査、試験等に従事したもの又は有害物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所において立入検査に従事したもの (4) 保健所に勤務する職員で、直接薬剤散布に従事したもの	0 千円 96 千円 119 千円 0 円	1 日につき 160 円 1 日につき 290 円 1 日につき 290 円 1 日につき 450 円
保健衛生業務手 当	医療技術職	直接保健指導その他保健師の業務に従事した職員	2,563 千円	1 日につき 150 円
感染症治療等業 務手当	医療技術職	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第5項までに規定する感染症その他これらに準ずる感染症として市長が定める感染症（以下この号において「感染症」という。）に関して直接調査	11 千円	1 日につき 290 円

		し、又は感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護若しくは移送若しくは当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員 (2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち人畜共通の伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う患者の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員 (3) 前2号に定める処理作業のうち消毒の作業に従事した職員	0 千円 0 円	1 日につき 290 円 1 日につき 400 円
教員特殊業務手当	主幹教諭、養護教諭等で給料表の1級、2級又は特2級のもの	(1) 非常災害時の緊急業務 ア 非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災・復旧業務 イ 児童等の負傷、疾病等に伴う救急業務 ウ 児童等に対する緊急補導業務 (2) 児童等引率指導業務（泊あり） (3) 週休日等に行う対外運動競技等の児童等引率指導業務 (4) 週休日等の部活動指導業務 (5) 週休日等の入学試験監督等業務	0 円 0 円 0 円 581 千円 663 千円 387 千円 0 円 4,200 千円 0 円	1 日につき 8,000 円 1 日につき 7,500 円 1 日につき 3,750 円 1 日につき 5,100 円 1 日につき 5,100 円 2 時間以上 3 時間未満 1 日につき 1,900 円 3 時間以上 4 時間未満 1 日につき 2,700 円 4 時間以上 1 日につき 3,600 円 1 日につき 1,800 円（半日程度 900 円）
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	365 千円	1 日につき 200 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成30年度決算)	1,111,235千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	351千円
支給実績 (平成29年度決算)	1,108,278千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	354千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当(31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 10,000円 ・子 8,500円 ・上記以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者がいない場合 1人目の子 10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にあ る子1人につき5,000円加算	異なる	国： ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円	324,143千円	237,816円
住 居 手 当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員又は世帯主である職員に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円超55,000円以下 (家賃額－23,000円)×1/2＋11,000円 ・家賃55,000円超 27,000円	同じ	—	187,517千円	272,554円
通 勤 手 当	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩によ	異なる	国：上限額 55,000円	226,321千円	82,811円

	り通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 【公共交通機関等の利用者】 ・原則として、6か月定期券相当額（上限額なし） 【自動車等の使用者】 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 支給額：2,700円～30,700円	異なる	国：2,000円～24,500円		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、市長の定めるものに支給 ・属する職務の級及び区分に応じ定める額（定額） 40,000～103,700円	異なる	国：31,700円～146,400円	286,163千円	678,113円
初任給調整手当	医員の職等にある職員に、採用の日から一定期間支給 ・職員の区分及び採用日以後の期間の区分に応じ308,300円以内	同じ	—	7,142千円	1,020,343円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給	異なる	国：一般の宿日直勤務1回につき4,200円	—円	—円
単身赴任手当	異動または勤務所の移転により単身で生活する職員に支給	同じ	—	1,276千円	425,333円
管理職員特別勤務手当	(1)管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 6,000円～12,000円（勤務6時間超 9,000円～18,000円） (2)平日深夜に勤務した場合に支給	異なる 異なる	国：6,000円～18,000円（勤務6時間超 9,000～27,000円） 国：3,000円～6,000円	27,938千円	78,699円

義務教育等 教員特別手当	勤務1回につき 3,000円～6,000円 高等学校に勤務する 教育職員等に支給 ・職員の区分に応じ 職務の級、号級に 対応する額			6,297千円	67,712円
-----------------	---	--	--	---------	---------

5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 長	1, 110, 000円	(参考) 類似団体における最高／最低額		
	副 市 長		1, 180, 000円／ 722, 400円		
		897, 000円	974, 000円／ 709, 200円		
報 酬	議 長	727, 000円	827, 000円／ 584, 000円		
	副 議 長	647, 000円	748, 000円／ 504, 000円		
	議 員	608, 000円	700, 000円／ 475, 000円		
期 末 手 当	市 長	(平成30年度支給割合)			
	副 市 長	3. 35月 分			
	議 長	(平成30年度支給割合)			
	副 議 長 員	3. 35月 分			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)	
		111万円×勤続年数×500/100	2, 220万円	任期毎	
	副 市 長	89. 7万円×勤続年数×400/100	1, 435. 2万円	任期毎	
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

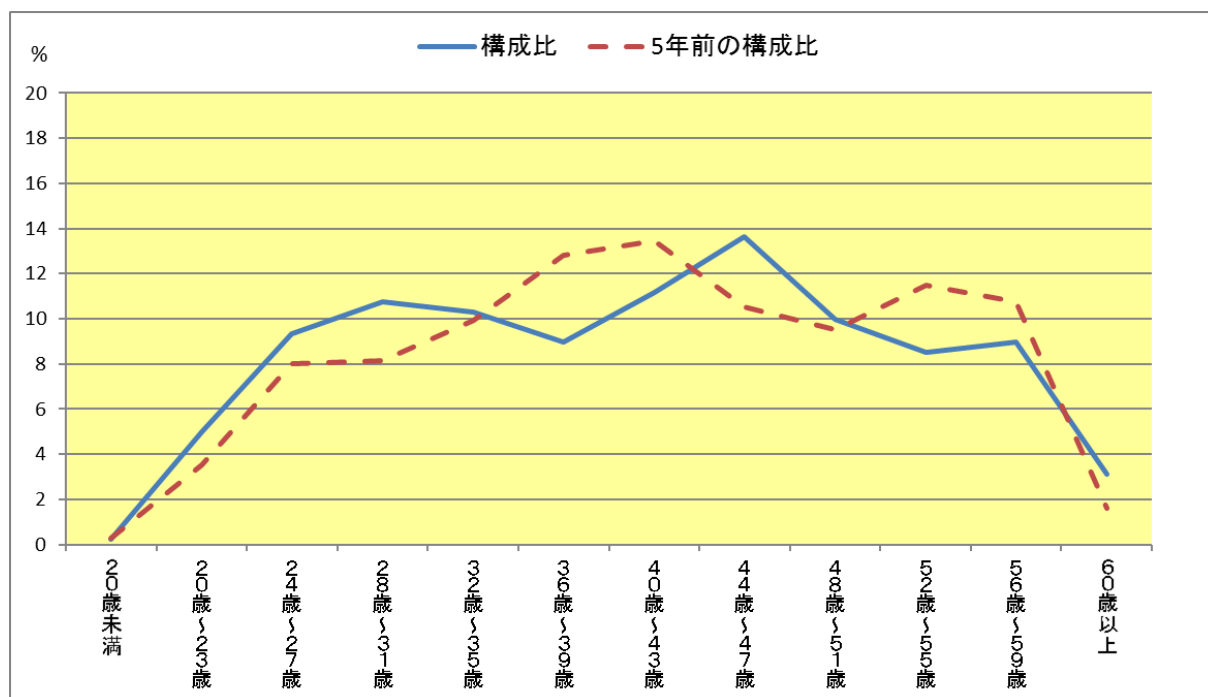
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
部 門			平成30年	令和元年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	20	19	▲ 1	業務の見直し（▲59）、 非常勤化（▲6）、 派遣（3）、派遣終了（▲3） 業務増（54）
		総 務	427	417	▲ 19	
		税 務	133	132	▲ 1	
		民 生	704	717	13	
		衛 生	367	363	▲ 4	
		労 働	1	1		
農 林 水 産		65	65			
商 工		38	39	1		
土 木		219	210	▲ 9		
	計	1,974	1,963	▲ 11	〈 参 考 〉 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数（H31） 45.84人 （中核市平均の人口1万人当たりの職員数） 45.08人	
	教育部門	481	498	17	業務の見直し（▲6）、非常勤化（▲6）、 業務増（29）	
	消防部門	478	485	7	体 制 強 化 （ 7 ）	
	小 計	2,933	2,946	13	〈 参 考 〉 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数（H31） 68.80人 （中核市平均の人口1万人当たりの職員数） 62.49人	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 水 道 交 通 下 水 道 そ の 他		449	449		業務の見直し（▲3）、 業務増（3）
			89	89		※水道部門は香川県広域水道企業団において対象とする。
			164	164		
		小 計	702	702		
合 計			3,635	3,648	13	〈 参 考 〉 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数（H31） 85.20人
			[4,005]	[4,005]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (31年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	9	182	340	393	376	328	407	497	364	311	328	113	3,648

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,835	1,880	1,915	1,978	1,974	1,963	128(7.0%)
教育	498	464	468	463	481	498	0(0%)
消防	471	471	471	472	478	485	14(3.0%)
普通会計計	2,804	2,815	2,854	2,913	2,933	2,946	142(5.1%)
公営企業等会計計	876	852	847	854	702	702	▲174(▲19.9%)
総合計	3,680	3,667	3,701	3,767	3,635	3,648	▲32(▲0.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占め る職員給与費比率
30年度	千円 10,780,528	千円 0	千円 504,395	% 4.7	% 4.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 183,226 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 89	千円 343,908	千円 93,005	千円 147,127	千円 584,040	千円 6,562	千円 6,130

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	42.8 歳	354,735 円	546,854 円
団体平均	43.0 歳	337,379 円	508,852 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高松市（下水道事業）	高松市（一般行政職等）
1人当たり平均支給額（30年度） 1,653千円	1人当たり平均支給額（30年度） 1,604千円
（30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

高松市（下水道事業）	高松市（一般行政職等）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2～20%加算） （退職時特別昇給 — ） 1人当たり平均支給額 — 千円 20,056千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2～20%加算） （退職時特別昇給 — ） 1人当たり平均支給額 2,373千円 21,566千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（平成31年4月1日現在）

支 給 実 績（30年度決算）		21,899千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		246,050円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
高松市	6 %	89 人	6 %

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）			1,084千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）			29,300円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）			41.6%	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （30年度決算）	左記職員に対する支給 単価
汚物処理手当	直接汚物処理に 従事した職員	汚物の処理・清 掃、マンホール 内での作業・測 量等	1,084千円	日額 1,060円

オ 時間外勤務手当

支給実績（３０年度決算）	37,140 千円
職員１人当たり平均支給年額（３０年度決算）	482 千円
支給実績（２９年度決算）	21,287 千円
職員１人当たり平均支給年額（２９年度決算）	263 千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（３０年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成３１年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員１人当 り平均支給年額 (30年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	8,017千円	668,050 円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	13,050千円	283,696 円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	4,672千円	291,988 円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	6,954千円	83,782 円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	－ 千円	－ 千円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	190千円	31,667 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、 1時間あたりの給与額×25/100	同	同	－ 千円	－ 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 8,682,728	千円 △858,709	千円 3,587,825	% 41.3	% 43.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	29年度の 一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 449	千円 1,790,922	千円 1,021,059	千円 775,844	千円 3,587,825	千円 7,991	千円 7,452

（注）１ 職員手当には退職給与金を含まない。

２ 職員数は、３０年４月１日現在の人数である。

イ 特記事項

< 給料の削減 >

・平成２５年１月１日から平成２６年１２月３１日までの間（後述の期間を除く。）、給料の月

額を職務の級に応じて１％～５％減額

・平成２５年７月から平成２６年６月までの間、給料の月額を職務の級に応じて２．７５％から８．７５％減額（医師・歯科医師は１～５％減額）

・平成３０年１月１日から平成３１年１２月３１日までの間、給料の月額を職務の級に応じて１％～５％減額

<管理職手当の削減>

・平成２３年度から平成２６年度までの間、職層ごとの定額から一律５％減額

・平成２９年１月１日から平成２９年１２月３１日までの間、職層ごとの定額から一律５％減額

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成３１年４月１日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業（医師）	45.0歳	477,238 円	1,388,904 円
（看護師）	41.6歳	323,637 円	529,582 円
（医療技術）	38.9歳	323,287 円	507,126 円
（事務）	40.9歳	328,864 円	515,950 円
（労務）	58.0歳	365,900 円	532,376 円
団 体 平 均	40.6歳	326,543円	573,451円
事 業 者	歳		円

（注） 平均月収額には、期末勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高松市（病院事業）		高松市（一般行政職等）	
１人当たり平均支給額（30年度） 1,181千円		１人当たり平均支給額（30年度） 1,604千円	
（30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分		（30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.85)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成３１年４月１日現在）

高松市（病院事業）			高松市（一般行政職等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	勤続20年	19.6695月分	26.3655月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20％加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20％加算)		
（退職時特別昇給 — ）			（退職時特別昇給 — ）		
1人当たり平均支給額	918千円	21,197千円	1人当たり平均支給額	2,373千円	21,566千円

（注） 退職手当の１人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成３１年４月１日現在）

支 給 実 績（平成 30 年度決算）			147,383 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成30年度決算）			334,659円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
高松市（下記を除く）	6 %	403 人	6 %
< 医師・歯科医師 >	16 %	57 人	16 %

エ 特殊勤務手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成30年度決算）		169,365千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		498,132 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		74,8 %		
手当の種類（手当数）		16		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支 給 実 績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
自動車乗務職員手当	技能労務職	市民病院塩江分院に勤務する職員で、自動車の運転に従事するもの	0千円	月額 4,400 円
用地交渉等手当	一般企業職	土地の取得等又はこれに係る損失の補償のために行う交渉業務に従事した職員	0千円	1 日につき 650 円
交替制勤務手当	看護職	交替制勤務等に従事することにより、通常利用している交通機関を利用できない職員	0千円	1 回 に つ き 1,140 円
診療指導手当	医師又は歯科医師	病院に勤務する医師又は歯科医師で医療技術の指導に従事するもの	32,640千円	月額250,000円 までの範囲内で 管理者が定める 額
研究手当	医師又は歯科医師	病院に勤務する医師又は歯科医師で次に掲げるもの (1) みんなの病院副院長又は市民病院塩江分院院長 (2) みんなの病院院長補佐 (3) 市民病院塩江分院副院長又はみんなの病院医療局長 (4) 総括部長 (5) 市民病院塩江分院医療局長又は診療部長 (6) 医長 (7) 副医長 (8) 医員	32,080千円	月額80,000円 月額75,000円 月額70,000円 月額65,000円 月額60,000円 月額50,000円 月額40,000円 月額30,000円
病院業務従事手当	全職種	(1) 病院に勤務する栄養士、調理職員又は精神病棟、感染症病棟若しくは感染症病室に勤務する用務職員 (2) 病院に勤務する職員（前号に該当する職員及び条例第4条の規定の適用を受ける職員を除く。）で、医療業務に従事したもの (3) 前2号のいずれかに該	93千円 78千円	1 日につき150 円（第3号の適用を受ける場合を除く。） 1 日につき130 円（次号の適用を受ける場合を除く。） 1 日につき290

		当する者で、精神保健指定 医の診察の立会い又は入院 のための患者の移送の業務 に従事したもの		円
有害物等取扱手 当		(1) 病院に勤務する職員 で、病原体の研究、検査及 び検体採取業務並びに有害 物（労働安全衛生規則（昭 和 47 年労働省令第 32 号） 第 13 条第 1 項第 2 号ヲに定 める有害物をいう。）を使 用する検査、調剤等の業務 並びに有毒薬物の調剤及び 投与の業務に従事したもの (2) 病院に勤務する職員 （医師若しくは診療放射線 技師又はこれらの職員を補 助する者に限る。）で、エ ックス線その他の放射線を 人体に対して照射する業務 又はこれに準じる業務（M R I 検査を除く。）に従事 したもの	2,148 千円	1 日につき 160 円 1 日につき 160 円
精神病治療業務 手当		病院に勤務する職員で、重大 な精神障害がある者に接して 治療業務に従事したもの又は 直接、重大な精神障害がある 者に接する業務に従事したも の	376 千円	1 日につき 150 円
死体取扱手当		病院に勤務する看護師又は臨 床検査技師で、死体の解剖補 助作業に従事したもの	3 千円	1 体につき 400 円
感染症治療等業 務手当		(1) 病院に勤務する職員 で、感染症病棟又は感染症 病室の汚染区域において、 直接、患者に接する業務又 は当該感染症の病原体の付 着した物件若しくは付着の 疑いのある物件の処理作業 に従事したもの ア 条例第 4 条の規定の適用 を受ける職員 イ その他の職員 (2) 前号に定める処理作業 のうち消毒の作業に従事し たもの	7 千円	1 日につき 150 円 1 日につき 290 円 1 日につき 400 円
診療手当		(1) みんなの病院の産科に 勤務する医師又は助産師 で、分べんの業務に従事し たもの（助産師にあつては 正規の勤務時間（就業規則 第 31 条又は第 32 条の規定 の適用がある場合を除く。） 以外（以下「正規の勤務時 間以外」という。）に従事 した場合に限る。） ア 医師 イ 助産師	25,756 千円	1 件につき 10,000 円 1 件につき 5,000 円

		(2) 病院に勤務する医師 (管理職手当の支給を受けている者に限る。)で、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間において1時間以上の診療業務に従事したもの及び正規の勤務時間以外に市民病院附属香川診療所において1時間以上の診療業務に従事したもの ア 診療業務に従事した時間 (以下「診療時間」という。)が1時間以上2時間未満である場合 イ 診療時間が2時間以上4時間未満である場合 ウ 診療時間が4時間以上6時間未満である場合 エ 診療時間が6時間以上である場合(オに該当する場合を除く。) オ 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間の全部において診療業務に従事した場合 (3) 病院に勤務する医	1回につき 6,000円 1回につき 12,000円 (日直勤務(その従事時間が高松市立病院宿日直規程(平成23年高松市病院局管理規程第18号。以下「宿日直規程」という。)第3条第1項第2号に規定する従事時間であるものに限る。以下この項において同じ。)において診療時間が3時間45分を超えた場合は、22,000円) 1回につき 18,000円 (日直勤務の場合には、28,000円) 1回につき 24,000円 (日直勤務の場合又は宿直勤務(その従事時間が宿日直規程第3条第1項第1号に規定する従事時間であるものに限る。以下この項において同じ。)において診療時間が10時間15分を超えた場合は、34,000円) 1回につき 44,000円(宿直勤務を命ぜられた時間が5時間未満の場合は、28,000円)
--	--	--	--

		師又は歯科医師（管理職手当の支給を受けている者を除く。）で、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間において診療業務に従事したもの ア 日直勤務において診療時間が3時間45分を超えた場合（ウに該当する場合を除く。） イ 宿直勤務において診療時間が10時間15分を超えた場合（ウに該当する場合を除く。） ウ 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間の全部において診療業務に従事した場合 （４） 病院に勤務する医師で、救急患者（救急車による外来患者をいう。）の診療業務に従事したもの （５） みんなの病院に勤務する医師で、正規の勤務時間以外に全身麻酔の業務に従事したもの （６） 病院に勤務する医師で、病院と公的医療機関等（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関又は地方公共団体その他管理者が認める団体をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した協定に基づき、正規の勤務時間中において当該公的医療機関等から依頼のあった診療の応援業務に従事したもの （７） 病院に勤務する医師で、病院相互間において行われる診療の応援業務に従事したもの		1 回につき 10,000円 1 回につき 10,000円 1 回につき 20,000円（宿直勤務を命ぜられた時間が5時間未満の場合は、10,000円） 1 件につき 3,000円 （当該診療業務が正規の勤務時間以外に開始された場合は、5,000円） 1 件につき 5,000円 1 日につき 10,000円 （3時間未満の場合は、6,000円） 1 日につき 5,000円 （臨時又は緊急の必要による応援業務に従事した場合は、10,000円）
輪番業務従事手当	医師	病院に勤務する医師で、病院群輪番制による二次救急業務に従事したもの	1,135千円	1 回につき 10,000円（4時間以下の場合は、5,000円）
待機手当	医師 看護職 医療技術	病院に勤務する医師（産科、婦人科及び麻酔科の医師に限る。）又はその他の職員（診	7,442千円	

		、当該深夜において看護補助の業務に従事したもの		
災害応急作業等 手当	全職種	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において巡回監視の業務に従事した職員 (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所では応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員	0千円	1日につき480円 (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額) 1日につき730円 (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額)
年末年始等勤務 手当	全職種	(1) 年始(1月1日から同月3日まで。以下同じ。)又は年末(12月29日から同月31日までをいう。以下同じ。)に平常勤務の態様で勤務に従事した職員 ただし、病院に勤務し、直接病棟用務に従事した用務職員又は直接調理業務に従事した調理職員 (2) 年始又は年末に宿直勤務又は日直勤務に従事した職員 ただし、前号ただし書に定める勤務場所において宿直勤務又は日直勤務に従事した職員	4,885千円	1日につき5,300円(4時間以下の場合は2,650円) 1日につき8,400円(4時間以下の場合は4,200円) 1夜又は1日につき5,300円(半夜又は半日(4時間以下)の場合は2,650円) 1夜又は1日につき8,400円(半夜又は半日(4時間以下)の場合は4,200円)

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	306,718 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度)	761 千円
支給実績(平成29年度決算)	218,373 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度)	587 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (平成 30 年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (平成30年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	43,314千円	773,473 円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	42,232千円	245,676 円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	30,274千円	306,723 円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	37,325千円	97,633 円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	33,195千円	423,950 円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	870千円	360,000 円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	909千円	122,838 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜 に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、 1時間あたりの給与額 ×25/100	同	同	39,942千円	209,668 円
初任給調整手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	147,451千円	3,033,966 円